別紙１

令和４年度「介護施設等における感染拡大防止のための ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業」の取扱い

１　ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

・　本事業は、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置することにかかる経費の支援です。玄関室設置ではない整備や、消毒液を設置する棚、消毒液等の備品は補助対象外となります。（各ユニット内部の動線分離までは対象となりません。）

・　対象施設は、原則ユニット型の指定を受けている施設とします。ただし、ユニット型の指定を受けていない施設であっても、ユニット型構造※であり、ユニット入口への玄関室設置がゾーニングとして適当であると考えられる場合は、その他の施設種別においても認められることがあります。（後日、改めて図面（現況及び玄関室設置後）を提出していただきます。）

※　本事業におけるユニット型構造は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準　第３５条第４項（平成 11 年厚生省令第 46 号）の規程に準ずるものとします。（別添の省令及び解釈通知をご参照ください。）

２　従来型個室・多床室のゾーニング経費

・　本事業は、新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染者（入所者）と非感染者（入所者）の動線を分離（汚染区域と清潔区域を明確に区分）することを目的に行う従来型個室・多床室の改修にかかる事業に対する支援です。

・　空気清浄機等の備品や施設内の消毒、抗菌等にかかる経費、入所者同士の動線分離にはあたらない改修等（感染者に対応する職員とその他職員の動線分離等）は補助対象外となります。

（ゾーニング対象経費の例（参考資料１）

入所者に感染者または濃厚接触者が発生した場合に感染者と非感染者の動線を分けることができるよう、廊下に仕切りを設け、トイレ、洗面所等を増設する。感染者が発生した場合は、仕切りを境界として汚染区域、清潔区域の区域分けを行う。

対象経費：仕切り設置に係る工事費
　　トイレ等の増設に係る改修費用
　　※　仕切り設置（可動式でも可）のみの場合も可。

※　ゾーニングとは、病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすることである。ゾーニングの考え方等については、「福祉施設におけるコロナウイルス感染症発生時対応のアクションカード（参考資料２）」、「急性期病院における新型コロナウイルス感染症アウトブレイクでのゾーニングの考え方（国立国際医療研究センター　国際感染症センター（2020/7/9 ver1.0））」等を参考にしてください。

３　２方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援

・　本事業は、家族面会室の整備に係る経費に対する支援であり、面会室内に設置する備品（面会室内の机、椅子、クーラー等）は補助対象外となります。

・　家族と利用者が接することのないよう出入り口を複数設けること、及び対面による飛沫防止対策としてアクリル板等を設置すること、ともに満たす家族面会室を整備することが必須条件です。